

みんなでまちづくり




第24号 2017年3月発行（平成28年度）

～主な内容～

- ◎ 東浦和まちづくり事務所長あいさつ
- ◎ 事務所からのお願い
- ◎ 平成28年度 事業報告
- ◎ 事業進捗状況図



中尾小学校北側（区9-1号線）

 **さいたま市 都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所**

〒336-0926 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1

TEL 048-873-4201・0053

FAX 048-873-3193

E-mail higashi-urawa-machidukuri@city.saitama.lg.jp



さいたま市 東浦和第二地区

検索 

● 東浦和まちづくり事務所長あいさつ

早春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃よりさいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回で第24号となりました「みんなでまちづくり」にて、当事業の昨年度の事業報告をさせていただきます。

今後とも皆様のご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成28年度 事務所組織図



4月及び7月に人事異動がありましたので紹介させていただきます。

遠山所長補佐、長谷部技師、が異動となり、新しく小島主事、沢田技師が着任しました。

● 事務所からのお願い

下記に該当する方は、当事務所への届出や申請が必要になります。ご協力お願いします。

- | | | |
|-------------------------------------|---|----------------------------------|
| ○土地登記簿の住所・氏名を変更した
○土地の売買・贈与・相続した | ⇒ | 各種届出の提出が必要になります
(土地区画整理法85条) |
| ○土地を分筆したい | ⇒ | 従前地分筆の申請が必要になります
(土地区画整理法82条) |
| ○建物の新築・増改築したい
○ブロック塀や駐車場を設置したい | ⇒ | 土地区画整理法76条の申請が必要
になります |

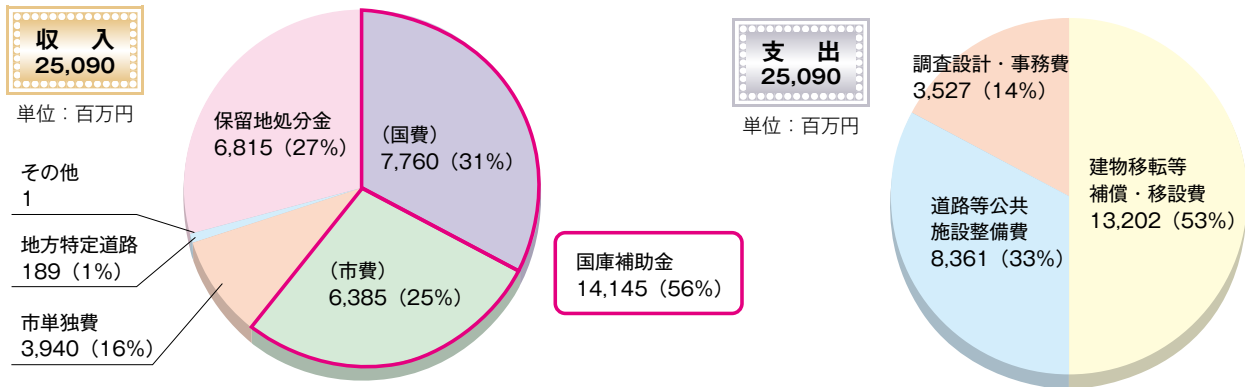
● 事業計画変更について

平成 28 年 1 月 8 日に事業計画変更が公告されました。

○事業期間

平成 10 年度～平成 42 年度

○資金計画



● 平成 28 年度 事業報告

平成 28 年度は 22 戸の建物移転等のご協力をいただき、さらに道路築造工事を 2 本実施しました。これで事業当初からの移転済戸数は 233 戸となり、地区全体の移転予定建物 564 戸のうち約 41.3% が移転となりました。そして、28 年度末現在の総事業費に対する進捗率は、約 42.8% の見込みです。



(区 6 - 1 6 号線)

東浦和第二土地区画整理事業 事業進捗状況図

